

水田農業の未来 ~米政策の改革~ ②

平成16年度からスタートする米政策では、地域の特色ある水田農業の展開を図るために、地域の実情に応じて、地域自らの創意工夫による地域水田農業ビジョンに基づいて実施する取組に対して支援がされます。

また、生産調整のメリット対策として生産調整参加者を対象に米価下落の影響緩和対策が措置されます。



推進交付金 産地づくり

これまでの助成は、地域の特性に関わりなく全国一律の助成体系なため、湿田地帯で水稻以外の作物への転作が難しい光町では生産調整に対する限界観、不公平感が広がっていました。助成措置については、これまでのようない全国一律の方式から、特色ある水田農業の産地づくりを進めるための「産地づくり対策」に転換されます。

また、米価下落対策として「米価下落影響緩和対策」が創設されます。

産地づくり対策

「産地づくり対策」は、作物の生産条件や担い手の状況などの地域の事情に応じて、地域自らの発想・戦略で作成する計画に基づき実施される取り組みを支援するものです。

<ガイドラインの例>

- ・米以外の作物の需要に応じた生産
- ・加工用米などの特色ある米の生産
- ・担い手に土地利用を集積するなど構造改革の取組
- ・米の有機栽培の導入など消費者との連携強化の取組

生産面積の超過度合い（従来の生産調整の未達成の度合い）によって減額されることになります。

ただし、この交付金は生産面積の超過度合い（従来の生産調整の未達成の度合い）によって減額されることになります。

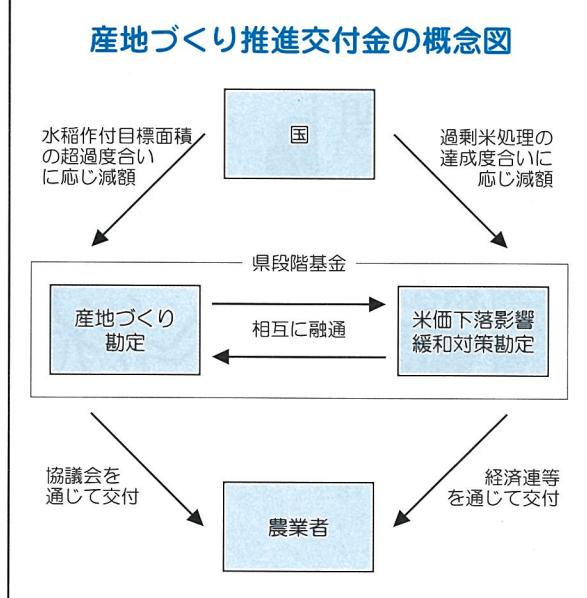
米価下落影響緩和対策

米価が下落した場合の影響を緩和するため、下落の一部を補てんする対策が「米価下落影響緩和対策」です。

この対策では、生産者と国が同比率で拠出を行い、交付単価については補てん価格を価格水準に関係しない固定部分（200円／60kg）と、価格水準に連動する変動部分（過去3年の平均価格と当年産価格の差額の5割）とに分ける仕組みになっています。



産地づくり推進交付金の概念図



※稻作經營安定対策は、

平成15年産をもって終了となります。

農林水産省のホームページでもご覧になれます。
<http://www.maff.go.jp>

また、米価下落緩和対策を実施するかどうかは都道府県が判断することになりますので、実施しない都道府県は、その資金を産地づくり対策に使うことができます。

この米価下落対策も全国段階で示されている仕組みを基本としつつ、実情に応じて補てん価格の増減することができます。



詳細は役場産業課または最寄りの農協各支店にパンフレットがありますのでご覧ください。

地域での話し合いが重要な点